

記入例

就労証明書

証明日、記載者連絡先までもれなく記入

- 雇用されている方の場合、勤務先のご担当者が記入してください。
本人が記入、追記、訂正したものは無効です。
- 記入漏れや不明な点があった場合、雇用先に確認することがあります。
- 不備があると受付できません。
- 修正液・修正テープ・消せるボールペン等は無効です。
- この就労(予定)証明書は、南風原町ホームページからもダウンロードすることができます。

【問い合わせ先】 南風原町こども課 【電話】 098-889-7028

証明日 西暦 2026 年 5 月 20 日
事業所名 (株) ○○○
代表者名 南風原 かぼちゃ
所在地 南風原町字○○1-2-3-4
電話番号 098 - ○○○ - ○○○○
担当者名 総務課 南風原 かぼちゃ
記載者連絡先 098 - □□□□ - □□□□

③雇用開始日は必ず記入
※有期雇用の場合は、⑭の☑も記入

No.	項目	記載欄
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☒ 公務 ☐ その他()
2	フリガナ 本人氏名	ハエバル ハエルン 南風原 はえるん 生年月日 1994 年 8 月 6 日
3	雇用(予定)期間等	☒ 無期 ☐ 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 2013 年 4 月 1 日 ~ 年 月 日
4	本人就労先事業所	名称 南風原町役場 住所 南風原町字兼城686
5	雇用の形態	☒ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()
6	就労時間 (固定就労の場合)	月 火 水 木 金 土 日 祝日 合計時間 ☒ ☒ ☒ ☒ ☒ ☐ ☐ ☐ 月間 175 時間 0 分 (うち休憩時間 1,200 分) 一月当たりの就労日数 月間 21 日 一週当たりの就労日数 週間 5 日 平日 8 時 30 分 ~ 17 時 15 分 (うち休憩時間 60 分) 土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 日祝 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間 ☒ 月間 ☐ 週間 175 時間 0 分 (うち休憩時間 1,200 分) 就労日数 ☐ 月間 ☒ 週間 5 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 8 時 30 分 ~ 17 時 15 分 (うち休憩時間 60 分)
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む	年月 2025 年 4 月 21 日/月 188 時間/月 年月 2025 年 3 月 20 日/月 175 時間/月 年月 2025 年 2 月 22 日/月 166 時間/月
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☒ 取得中 期間 2025 年 5 月 1 日 ~ 2025 年 7 月 31 日
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☒ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 2025 年 8 月 1 日 ~ 2026 年 7 月 28 日
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他() 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
11	復職(予定)年月日	☒ 復職予定 ☐ 復職済み 2026 年 7 月 29 日
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
13	保育士等としての勤務実態の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☒ 無
14	(雇用契約の)満了後の更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定
15	入所内定時育休短縮可否	☒ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否
16	育休延長可否	☒ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月 日
18	備考欄	

雇用契約に基づく月の就労時間(休憩含む)を記入
※実際に就労した時間(実績)ではありません。
※雇用契約で週間の就労時間が定められている場合は、それに4(週)を乗じた時間を記入

シフト勤務等で就労日数や時間が不定の場合は、
平均的な就労日数と時間を記入
※合計時間には休憩時間を含み、時間外労働(残業)は含みません。
※月間の合計時間は、週間の就労時間に4(週)を乗じた時間を記入

就労開始・終了時間が異なる場合、早い時間の開始時間と遅い終了時間の記入
(例)9:00~15:00 10:00~17:00
のシフトの場合、
9時00分~17時00分と記入

⑦直近3か月の就労実績を記入
※産休・育休・病休の対象月は除く

⑨⑪育休を利用しているときは必ず記入

⑬就労先が保育園・こども園・幼稚園の場合記入
※幼稚園教諭も含む

⑭有期雇用の場合、更新予定の有無の☑を記入
未記入の場合、未定とみなします

⑮保育園の入所が決まった際、育休を短縮出来るか☑を記入

◆自営業、自営業専従者、親族が経営している会社の場合は、以下添付書類が必要です。

- 自営業本人(役員含む)
 - ・開業して1年以上:直近の税申告書の写し
 - ・開業して1年以内:自営業開業届 または 営業許可証等の写し
- 専従
 - ・専従者給与支給の申告が確認できる書類
- 親族経営の会社に勤務している方
 - ・給与明細 または 給与振込が分かる通帳の写し
- 法人化している場合
 - ・法人番号が分かる書類

◆保護者の方へ

- 記入内容に間違いや漏れが無いか確認してください。
- 提出された証明書は返却できません。コピー等をもって保管することをおすすめします。
- 記載内容が事実と異なる場合には、入所決定または内定の取り消し、もしくは退所となる事があります。
- 申込時と入所時の就労時間が特別な理由なく短くなる場合(退職含む)は、再審査となり保育の入所決定または内定の取消し、もしくは退所となる事があります。
- 記載内容に変更があった場合には、変更があった日より14日以内にこども課まで連絡をしてください。届け出がない場合や届け出内容が事実と相違(虚偽)が判明した場合、入所決定または内定の取り消し、もしくは退所となる場合があります。
- 所得の申告もれなどが確認された場合、在園の保障または無償化の認定等ができない場合があります。また、就労証明書の内容と市町村民税申告等の収入内容に違いが見られる場合は調査を行い、虚偽が判明した際は入所決定または内定の取消し、もしくは退所となる場合があります。
- 育休期間中に入所が決まった場合、入所月の翌月1日までに復職が必要です。(入所申込の際に同意していただきました案内の「確認及び同意項目」参照)
- 通勤時間・シフト勤務等によって保育短時間ではお迎えが難しい場合等は個別で相談に応じますので、こども課までご相談ください。就労状況を確認するため、直近3か月分のタイムカードまたは出勤簿の写し等追加書類を求めることがあります。※雇用主が証明したとわかるもの。